

ナイスケアまほろば清掃管理委託業務仕様書

1 業 務 名

ナイスケアまほろば清掃管理委託業務

2 業務の実施場所

743-0103 山口県光市大字岩田2477番地

3 業務委託期間

令和3年10月1日から令和5年3月31日まで (18カ月 長期継続契約)

4 業者選定方法

条件付き一般競争入札にて選定

5 施設概要

(1) 施設規模

敷地面積 2,109.22㎡

建物面積

建築面積 1,806.84㎡

延床面積 4,491.49㎡

鉄筋コンクリート造3階建

(2) 利用定員

一般棟(2階) 45人

認知症専門棟(3階) 25人

通所(1階) 30人

6 業務に関する留意点

- (1) 施設の風儀及び慣行諸規則を尊重すること。
- (2) 施設の指定する責任者と緊密なる連繫を保持すること。
- (3) 服務規律を厳正にし、施設の名誉を傷つけないこと。
- (4) 施設職員との良好なる人間関係の保持に努めること。
- (5) 施設利用者及び来客の応対に際しては、言語、態度に留意すること。
- (6) 事故の取り扱い、措置にあたっては、努めて施設関係者と協議すること。
- (7) 施設の保有する個人情報等を漏洩しないこと。

7 清掃業務の内容

(1) 清掃の範囲

1階・2階・3階(平面図参照)

屋外(建物周辺)

(2) 業務の内容

ア 日常清掃業務

(3) 日常清掃業務について

ア 清掃日時及び勤務体制

(ア) 月曜日から土曜日。

2名(8時から12時)

1名(13時から16時30分)

(イ) 祝祭日、12月31日、1月2日、1月3日。

1名(8時から12時。但し、連休の場合は8時から14時)

イ 清掃場所

(ア) 1階

玄関ホール、ラウンジ、風除室、通用口、廊下、デイルーム、食堂、機能訓練室、相談室、会議室、診察室、委託業者室(清掃業者控室)、便所(一般、身障者、職員)、汚物処理室、階段、1階外回り(機能訓練室前の犬走り)、中庭(光庭)

※中庭については、随時荒ゴミ拾いを実施すること。

(イ) 2階

エレベーターホール(以下EVホール)、談話室、レクリエーションルーム、デイルーム、食堂、廊下、療養室、便所(療養室)、便所(一般、身障者、職員)、汚物処理室、洗濯室、配膳室、階段、階段室1

(ウ) 3階

EVホール、談話室、食堂、デイルーム、廊下、療養室、便所(一般、身障者、職員)、汚物処理室、洗濯室、配膳室、階段、階段室2

(エ) 外周部

ウ 清掃対象面積

2,623.97㎡

エ 日常清掃業務作業パターン

(ア) 月曜日から土曜日勤務作業パターン

a 作業パターンA(午前1名)

1階: 玄関ホール、ラウンジ、風除室、通用口、便所(一般、身障者、職員)、汚物処理室

※9時ごろまでに玄関ホール、風除室の作業を終えること。

2階: 便所(療養室)、便所(一般、身障者、職員)、汚物処理室、洗濯室、配膳室、廊下、療養室、東階段(1階、2階、3階、階段室)

b 作業パターンB(午前1名)

1階: デイルーム、食堂、機能訓練室、相談室、会議室、診察室、廊下

※9時ごろまでにデイルーム、機能訓練室、デイルーム側廊下の作業を終えること。

2階: EVホール、談話室、レクリエーションルーム、デイルーム、食堂、療養室、廊下、東階段(1階、2階、3階、階段室)

c 作業パターンC(午後1名)

3階：EVホール、談話室、デイルーム、食堂、便所（一般、身障者、職員）、汚物処理室、洗濯室、配膳室、廊下、療養室、西階段（1階、2階、3階、階段室）、1階外回り（機能訓練室前の犬走り）

(イ) 祝日勤務作業パターン

祝日の場合：基本 作業パターンD（前日が日曜日の場合、作業パターンE）。

ゴールデンウィークの場合：作業パターンDと作業パターンEを交互に作業（前日が日曜日の場合、作業パターンE）。

年末年始の場合：休日は1月1日のみ。作業パターンDと作業パターンEを交互に作業（前日が日曜日の場合、作業パターンE）。

a 作業パターンD（祝日1名）

1階：便所（一般、身障者、職員）、汚物処理室

2階：便所（療養室）、便所（一般、身障者、職員）、汚物処理室、洗濯室

3階：便所（療養室）、便所（一般、身障者、職員）、汚物処理室、洗濯室

b 作業パターンE（祝日1名）

1階：デイルーム、食堂、機能訓練室、便所（一般、身障者、職員）、汚物処理室

2階：便所（療養室）、便所（一般、身障者、職員）、汚物処理室、洗濯室、談話室、レクリエーションルーム、デイルーム、食堂

3階：便所（療養室）、便所（一般、身障者、職員）、汚物処理室、洗濯室、談話室、食堂、デイルーム

8 清掃業務の注意事項

(1) 各場所とも除塵後、モップで水拭きする。但し、残水による転倒防止を図ること。便所・汚物処理室は床を除塵後水拭きし、滑らないよう直ちに乾拭きする。衛生陶器は、適正な洗剤を使用し洗浄すること。

(2) 外周部は、箒とちりとりで拾い掃きを行うこと。

(3) 清掃用具等については、委託契約受託者負担とすること。

9 その他

(1) 令和3年10月1日以前に物品、人員等を準備し、現受託者と業務内容の引き継ぎを終えて、令和3年10月1日から業務を遂行できる体制を整えること。

(2) 契約期間が満了し、他の受託者と交代することになった場合は、契約期間内において、責任を持って当該業務を交代する業者へ引き継ぐものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、甲、乙が誠意をもって協議し、解決すること。